平成２６年（フ）第１８５５号
大阪府藤井寺市大井２丁目２番37号　エヌパラッツォ301号室山崎小百合方、開始決定時大阪府八尾市刑部１丁目74番地の５
破産者　川崎　信孝
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９８１号
大阪府枚方市長尾家具町３丁目13番地の２
破産者　Ｋ＆Ｋコンサルティング＆パートナーズこと　友岡　繁明
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９９１号
兵庫県西宮市高須町１丁目１－１　ＵＲ都市機構武庫川団地第１号棟第1104号室、開始決定時大阪市北区国分寺２丁目２番44号
破産者　川口　和則
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９９２号
大阪市西淀川区大和田４丁目８番10号
破産者　春山こと江藤こと　李　　信子
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０９４号
大阪府藤井寺市藤井寺１丁目11番19号
破産者　藤岡　荘一
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１０７号
大阪市淀川区東三国３丁目９番21―705号
破産者　伊達　幸一
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１１２号
大阪市北区長柄東２丁目１番23―807号
破産者　清水　由佳
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３９２号
大阪市福島区吉野４丁目26番９号
破産者　山川　謙治
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４０６号
大阪市西区江戸堀２丁目３番11―603号
破産者　お食事処「はいがってん」こと　岡田　眞紀子
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９３号
奈良県橿原市中曽司町93番地の２　アクティブⅡ202号、開始時の住所大阪府南河内郡太子町大字春日81番地の８
破産者　大原　麻実
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２３４号
大阪府河内長野市緑ケ丘中町８番21号
破産者　三木　真二
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３４５号
大阪府羽曳野市大黒97番地の５、前住所大阪府藤井寺市小山７丁目22番24号
破産者　東谷　雅典
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９４４号
神戸市中央区東川崎町１丁目３番９―109号
破産者　武田　典之
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３号
兵庫県朝来市和田山町林垣252番地１、開始決定時の住所兵庫県丹波市青垣町小倉570番地２
破産者　板谷　幸一
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第１４７号
佐賀県佐賀市三瀬村三瀬2885番地５
破産者　庄島　和也
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９２号
佐賀市水ケ江１丁目６番12号
破産者　原　　邦男
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２６０号
熊本市中央区本山町214番地６　301、前住所熊本市中央区本山３丁目３番１―101号　エイルマンション
破産者　津地ヴァレリア
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２８９号
熊本市北区飛田１丁目３番56号　エスペランサ21―103、前住所熊本市北区四方寄町684番地８
破産者　山本　　淳
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５号
大分県玖珠郡九重町大字湯坪628番地の10
破産者　小幡　洋二
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部